

全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

全国主食集荷協同組合連合会会長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

全国米穀販売事業共済協同組合理事長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

一般財団法人日本米穀商連合会理事長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

東京都米穀小売商業組合理事長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

全国米穀工業協同組合理事長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

オール日本スーパーマーケット協会会長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

日本チェーンストア協会会長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。

全日食チェーン商業協同組合連合会代表理事理事長 殿

農林水産省農産局長

米の流通関係者に対する円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 6 年産米については、流通に目詰まりが生じている状況を踏まえ、政府備蓄米の売渡しを緊急的に実施し、約 21 万トン分が市場に供給されています。こうした状況に鑑み、今般の売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向けた十全の対応を引き続きお願いいたします。

また、農林水産省として、消費者への安定的な供給を通じて、上昇した米価を落ち着かせるため、第 3 回の売渡しとして約 10 万トンの追加供給を行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施することとしました。

併せて、転売等による差益の収受を防止するとともに、流通の実情等に応じた運用がなされるよう、卸売業者が玄米販売可能な対象者の範囲を緩和することを内容とする運用の見直しを行いました。

さらに、政府備蓄米の買戻し時期については、原則 1 年以内としつつも需給動向に応じて柔軟に対応するとともに、令和 7 年産の政府備蓄米の買入れのための事前契約は、環境が整うまで、当面延期することとしています。

加えて、令和 7 年産の主食用米の生産については、本年 1 月時点で、19 道県の再生協議会が作付意向として、前年産より増産傾向であることが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様が政府備蓄米の取引をするにあたっては、地域ごとの需給状況にも配慮した供給を行っていただくとともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進めていただき、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めていただきますようお願いいたします。